平成２８年（フ）第４８２号
福岡県糸島市前原東３丁目13番17号
債務者　神田惠津子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４８８号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　13棟101号
債務者　山本　幸光
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９４号
福岡県大野城市南ケ丘７丁目５番７号
債務者　鶴岡　久智
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９５号
福岡県宗像市田熊２丁目６番36号　フラワー田熊Ｂ棟105号
債務者　升谷　　恵
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９６号
福岡市東区香椎２丁目19番６―101号
債務者　岡田　康平
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５０２号
福岡県宗像市大井南10番１―203号、前住所北九州市八幡西区幸神４丁目５番５号　Ａ―２
債務者　畑　　達哉
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５０７号
福岡市博多区祇園町４番58号
債務者　秋山　　肇
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５０８号
福岡市博多区祇園町４番58号
債務者　秋山　寛子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１３号
福岡市西区今宿２丁目13番６―206号
債務者　麻生　信二
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２２号
福岡市博多区東平尾２丁目４番13―404号
債務者　中隈　幸雄
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３０号
福岡県筑紫野市二日市西１丁目14番６―502号
債務者　山本　浩人
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３３号
福岡市中央区荒戸３丁目２番35号　ラ・レジダンス・ド906号、住民票上の住所福岡県糸島市篠原西３丁目11番30号
債務者　甲斐　　浩
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３９号
福岡県筑紫野市原田４丁目14番地７　エスターテ原田202号
債務者　小池　博文
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５４１号
福岡市早良区原６丁目20番２―201号
債務者　山中　美保
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５４９号
福岡県宗像市土穴４丁目14番６号、前住所福岡県宗像市公園通り３丁目８番５号
債務者　明瀬　正行
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５１号
福岡市東区多の津５丁目５番８―336号
債務者　芳谷　真吾
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５４号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―101号
債務者　柳橋　武信
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部